

LES TRAVAILLEURS INDÉPENDANTS

EVOLUTION DU NOMBRE D'AFFILIÉS PAR CAISSE D'ASSURANCES SOCIALES

Situation au 31 décembre

Caisse d'assurances sociales	2002	2003	2004	2005	2006
Groupe S	24.681	25.921	25.831	25.817	26.091
XERIOUS	55.655	63.515	68.967	71.099	75.947
CNASTI	113.086	124.042	126.030	127.861	131.257
Parlena	101.603	105.734	105.556	105.218	105.482
Aceria	221.341	239.693	239.289	240.003	242.758
Aranberg	9.162	9.896	9.815	10.016	10.050
Secutex Integrity	93.430	100.366	101.003	101.420	102.147
Atlanta	15.603	16.888	16.293	15.781	15.294
Intersociale	20.771	22.347	21.738	20.888	20.377
Multipen	12.225	13.246	13.067	12.954	12.944
HDP	31.822	33.942	33.095	32.478	32.722
L'Entraide	18.470	19.373	18.656	17.945	17.337
Caisse wallonne d'assurances sociales de l'UCM	58.144	62.696	65.141	68.122	71.292
Caisse nationale auxiliaire d'assurances sociales pour travailleurs indépendants	19.264	19.096	18.238	17.670	17.144
Total	795.257	856.656	859.717	867.269	880.622

90

EVOLUTION DU NOMBRE D'ASSUJETTIS (TRAVAILLEURS INDÉPENDANTS +
AIDANTS) - RÉPARTITION PAR RÉGION LINGUISTIQUE

RÉGION LINGUISTIQUE ANNÉES (1)	Activité principale			Activité complémentaire			Activité après l'âge de la pension			Total	
	H	F	Total	H	F	Total	H	F	Total		
Région de langue néerlandaise	2003	250.020	149.255	399.275	71.873	26.304	98.177	26.611	8.488	35.099	632.551
	2004	250.777	146.581	397.358	73.351	27.822	101.173	27.236	8.646	35.884	634.415
	2005	252.258	145.749	398.007	75.322	29.699	105.021	27.803	8.942	36.745	639.773
	2006	254.221	145.834	400.055	77.889	32.241	110.130	28.460	8.956	37.416	647.600
Région de langue française	2003	113.547	83.916	177.463	34.041	11.708	45.749	12.542	5.050	17.592	240.804
	2004	113.102	82.202	175.304	35.273	12.761	48.034	12.612	5.081	17.693	241.031
	2005	112.703	80.899	173.602	36.231	13.879	50.110	12.680	5.066	17.746	241.458
	2006	113.085	80.550	173.635	37.548	15.344	52.890	12.775	4.981	17.756	244.281
Région bilingue Bruxelles-Capitale	2003	37.835	17.873	55.708	6.545	3.365	9.910	3.584	1.334	4.898	70.516
	2004	38.890	17.344	56.234	6.878	3.529	10.405	3.527	1.327	4.854	71.493
	2005	40.095	17.087	57.182	7.123	3.742	10.865	3.486	1.371	4.859	72.886
	2006	41.749	17.083	58.812	7.468	4.007	11.473	3.483	1.348	4.829	75.114
Région de langue allemande	2003	3.042	1.720	4.762	1.041	257	1.298	450	218	668	6.728
	2004	3.021	1.697	4.718	1.070	264	1.334	457	215	672	6.724
	2005	2.983	1.683	4.666	1.101	272	1.373	462	202	664	6.683
	2006	2.983	1.671	4.654	1.083	268	1.351	472	206	678	6.683
LE ROYAUME	2003	404.444	232.764	637.208	113.800	41.634	155.134	43.167	15.090	58.257	850.599
	2004	405.790	227.824	633.614	116.670	44.376	160.946	43.834	15.289	59.103	853.683
	2005	408.639	225.378	634.017	116.777	47.592	164.369	44.433	15.581	60.014	856.800
	2006	412.008	225.118	637.126	123.984	51.880	175.844	45.190	15.468	60.658	873.678
Etranger (2)	2003	2.030	808	2.838	2.621	338	2.959	226	31	257	6.054
	2004	2.188	794	2.980	2.487	339	2.826	217	31	248	6.054
	2005	2.368	837	3.203	2.601	387	2.988	243	34	277	6.468
	2006	2.605	971	3.576	2.639	443	3.082	252	34	286	6.944
Adresse incomplète (3)	2003	1	0	1	0	1	1	0	0	0	2
	2004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2005	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2006	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SOUS-TOTAL	2003	406.475	233.572	640.047	116.121	41.973	158.094	43.393	15.121	58.514	856.655
	2004	407.876	228.618	636.494	118.057	44.715	162.772	44.051	15.300	59.351	859.717
	2005	410.405	226.215	636.620	122.376	47.979	170.357	44.676	15.615	60.291	867.288
	2006	414.843	226.069	640.732	126.623	52.303	178.926	45.442	15.622	60.964	880.622
Catégorie non connue	2003										0
	2004										0
	2005										0
	2006										0
TOTAL RÉGIME	2003										856.655
	2004										859.717
	2005										867.288
	2006										880.622

EVOLUTION DU NOMBRE DE TRAVAILLEURS INDÉPENDANTS PAR BRANCHE D'ACTIVITÉ

RÉGION LINGUISTIQUE ANNÉE (1)	Branche d'activité							Total	
	Agriculture	Pêche	Industrie	Commerce	Professions	Services	Divers		
Région de langue néerlandaise	2003	60.457	956	107.814	217.533	94.413	49.768	1.612	532.551
	2004	59.685	888	108.100	215.987	97.914	50.187	1.654	534.415
	2005	59.145	794	109.676	215.109	101.924	51.394	1.731	539.773
	2006	58.782	724	114.149	212.979	108.580	52.517	1.869	547.600
Région de langue française	2003	27.028	519	48.709	90.172	54.138	19.634	604	240.804
	2004	26.471	480	48.243	89.974	55.474	19.689	700	241.031
	2005	25.981	434	47.813	89.587	57.073	19.721	849	241.458
	2006	25.657	393	48.268	89.478	59.365	20.156	964	244.281
Région bilingue Bruxelles-Capitale	2003	502	145	12.218	31.084	22.703	3.643	223	70.516
	2004	503	120	12.649	31.257	22.971	3.655	338	71.493
	2005	533	96	13.485	30.901	23.686	3.747	438	72.886
	2006	566	83	14.833	30.796	24.480	3.817	539	75.114
Région de langue allemande	2003	1.816	8	1.851	1.853	954	633	15	6.728
	2004	1.551	6	1.638	1.869	1.003	645	14	6.724
	2005	1.502	6	1.631	1.839	1.036	655	14	6.683
	2006	1.482	4	1.625	1.835	1.072	649	16	6.683
LE ROYAUME	2003	89.603	1.628	170.390	344.642	172.266	73.876	2.464	658.655
	2004	88.210	1.494	170.626	339.087	177.342	74.176	2.706	659.653
	2005	87.161	1.350	173.607	341.602	184.422	75.748	3.097	667.268
	2006	86.575	1.230	180.310	339.292	192.329	77.387	3.499	680.622
Etranger (2)	2003	78	32	1.183	4.114	453	184	12	6.054
	2004	59	30	1.181	4.038	530	189	29	6.054
	2005	78	25	1.202	4.168	703	231	65	6.468
	2006	88	26	1.435	4.204	832	248	111	6.944
Adresse incomplète (3)	2003	0	0	0	2	0	0	0	2
	2004	0	0	0	0	0	0	0	0
	2005	0	0	0	0	0	0	0	0
	2006	0	0	0	0	0	0	0	0
SOUS-TOTAL	2003	89.679	1.658	171.573	344.758	172.661	73.860	2.466	658.655
	2004	88.269	1.524	171.808	343.123	177.692	74.365	2.735	659.717
	2005	87.237	1.355	173.807	341.602	184.422	75.748	3.097	667.268
	2006	86.575	1.230	180.310	339.292	192.329	77.387	3.499	680.622
Catégorie non connue	2003								
	2004								
	2005								
	2006								
TOTAL REGIME	2003	89.679	1.658	171.573	344.758	172.661	73.860	2.466	658.655
	2004	88.269	1.524	171.808	343.123	177.692	74.365	2.735	659.717
	2005	87.237	1.355	173.807	341.602	184.422	75.748	3.097	667.268
	2006	86.575	1.230	180.310	339.292	192.329	77.387	3.499	680.622

(1) Situation au 31 décembre.

(2) Il s'agit des travailleurs indépendants non domiciliés en Belgique mais y exerçant leur activité.

(3) Il s'agit des travailleurs indépendants qui, faute de données précises, n'ont pu être rattachés à une région linguistique déterminée.

**ÉVOLUTION DES PERSONNES QUI ONT COMMENCÉ UNE ACTIVITÉ COMME
INDÉPENDANT - RÉPARTITION PAR BRANCHE D'ACTIVITÉ**

Année	Agriculture	Pêche	Industrie	Commerce	Professions libérales	Services	Professions diverses	Total général
2002	2.351	31	8.389	22.680	11.568	4.285	19	49.322
2003	3.418	47	10.541	24.312	12.117	4.510	88	55.031
2004	2.978	13	11.548	28.027	14.329	4.983	362	60.239
2005	3.375	16	13.483	27.129	15.934	5.944	548	66.409
2006	3.861	11	15.992	27.212	17.858	6.503	648	71.973

**ÉVOLUTION DES REVENUS MOYENS (1) PAR BRANCHE D'ACTIVITÉ
DÉNOMBREMENT AU 31 DÉCEMBRE
ANNÉE DE REVENUS = ANNÉE DU DÉNOMBREMENT - 3**

En euros

Années de dénombrement / Années de revenus	Agriculture	Pêche	Industrie	Commerce	Professions libérales	Services	Professions diverses	Total général
2002 / 1999	9.268,34	28.212,92	18.451,84	15.921,59	30.981,78	11.089,35	16.838,20	18.292,77
2003 / 2000	9.108,03	21.607,70	18.515,60	16.536,53	30.676,97	11.507,20	17.283,47	18.506,16
2004 / 2001	12.850,17	24.257,15	19.291,55	17.254,66	31.949,61	11.501,53	17.615,52	19.900,71
2005 / 2002	11.197,39	25.228,34	19.703,82	18.277,96	31.763,37	11.822,71	18.783,39	20.174,99
2006 / 2003	13.544,19	29.333,49	19.656,64	18.487,54	31.713,80	11.852,04	21.850,96	20.582,54

(1) Il s'agit des revenus professionnels bruts, diminués des dépenses et charges professionnelles et, le cas échéant, des pertes professionnelles, fixés conformément à la législation relative à l'impôt sur les revenus.

LES PENSIONNÉS

RÉPARTITION DES PENSIONNÉS SELON LE CUMUL DE LEURS PRESTATIONS DE PENSION - EVOLUTION 01.01.2003 - 01.01.2006

Années	Travailleurs indépendants	Travailleurs indépendants « salariés »	Travailleurs indépendants « secteur public »	Travailleurs indépendants « salariés » « secteur public »	Cas exceptionnellement non versés	Total général
01.01.2003	123.819	338.348	8.757	28.949	22	496.793
01.01.2004	121.865	334.257	8.905	28.972	19	492.018
01.01.2005	120.657	334.689	9.062	27.207	21	491.536
01.01.2006	119.029	334.984	9.300	27.686	26	491.004

Remarque : Le tableau ci-dessus ne tient pas compte des cumuls éventuels avec d'autres régimes de pension que ceux mentionnés.

RÉPARTITION DU NOMBRE DE PENSIONNÉS SELON LE SEXE ET LA NATURE
DE LA PENSION - ÉVOLUTION 01.01.2003 - 01.01.2006

Mariés, pension de retraite taux 'ménage' :

Années	H	F	Total
2003	115.888	419	116.307
2004	115.495	384	115.879
2005	114.817	330	114.947
2006	113.421	323	113.744

Mariés, pension de retraite taux 'isolé' :

Années	H	F	Total
2003	52.968	58.543	111.511
2004	53.696	58.751	110.347
2005	54.429	57.080	111.509
2006	55.338	57.910	113.248

Non mariés, pension de retraite taux 'isolé' :

Années	H	F	Total
2003	49.828	37.572	87.400
2004	50.418	37.219	87.638
2005	50.987	37.968	88.935
2006	51.979	38.785	90.764

Pensions de retraite et de survie :

Années	H	F	Total
2003	8.264	100.830	107.094
2004	8.103	99.604	106.707
2005	8.867	99.362	106.219
2006	8.253	98.822	104.075

Pensions de survie :

Années	H	F	Total
2003	221	73.238	73.459
2004	235	72.213	72.448
2005	237	70.868	70.905
2006	240	68.907	69.147

第5章 イタリアの自営業者年金制度

中益陽子

1. はじめに

イタリアの公的年金制度¹は、多くのヨーロッパ大陸諸国と同様、基本的には被用者を被保険者とする社会保険制度として発展してきた。また、全国民を対象とする基礎年金が存在しない。したがって、イタリアでも、ある時期までは、被保険者の中心は被用者であり、公的年金制度における自営業者の位置づけは周辺のなものであった。しかしながら、今日では、自営業者に関する公的年金制度の規模および重要性は徐々に大きくなり、被用者に関する制度に匹敵するまでになっている²。

こうしたイタリアの制度に関してとくに注目すべきは、以下でみるように、自営業者と被用者に対して、基本的に同じ仕組みが適用される点である。実際、自営業者および被用者は一般強制保険という同一の制度に組み込まれており、保険料および年金給付に関する仕組みも同様である。また、この保険料および年金給付の仕組みが、日本の厚生年金制度のように、報酬（所得）比例制となっている点もイタリアの年金制度の大きな特徴といえよう。

2. 二極的制度から統一的制度へ

2-1. 経済的弱者としての自営業者

そもそも、被用者を中心に発展してきたとはいっても、イタリアの公的年金制度は、その成立当初から自営業者にも一定の関心を寄せていたことがうかがえる。というのも、イタリアにおける公的年金制度の創設として一般に知られる1919年4月21日監国法律命令603号は、被保険者として「経済的に貧弱な

¹ イタリアの公的年金制度に関しては、小島晴洋「イタリアの年金改革の動向」『ジュリスト』1031号70頁・1032号82頁、同「イタリアの新たな年金改革」『海外社会保障情報』117号40頁、伊藤武「現代イタリアにおける年金改革の政治—『ビスマルク型』年金改革の比較と『協調』の変容」『専修法学論集』98号91頁、同「イタリア年金改革の課題と力学」『生活経済政策』123号24頁、中益陽子「公的年金制度の被保険者の範囲に関する一考察—イタリアの老齢年金制度における独立労働者制度の発展—」『本郷法政紀要』10号359頁等を参照。

² 公的年金制度に関する最大の管掌機関であるのINPS（全国社会保障機関）について2005年年間報告書（Rapporto Annuale 2005）のデータをみると、2005年末時点で、被用者の年金事業である被用者年金基金への加入者が約1210万人であるのに対して、自営業者の年金事業への加入者（後述のように家族従事者を含む）は約811万人である（自営農・折半小作農・借地農・専門的農業事業主535,574人、職人1,902,172人、商人1,974,225人、プロジェクト労働者・専門労働者3,702,083人）。なお、ISTAT（国立統計局）の2005年第3四半期の労働力測定（Rilevazione sulle forze di lavoro）によれば、2005年第3四半期時点における自営業者数は、596万7000人（農業50万8000人、工業144万2000人、サービス業401万7000人）で、就業者全体の26.3%を占めている。

状態」³の者を想定しており、こうした観点から、法的従属性がないにもかかわらず、折半小作農や借地農は、年金制度への加入を義務づけられていたのである（ただし、年収 3,600 リラ以下という所得制限がある）。他方で、これ以外の自営業者に関しても、経済的に貧弱な状態に陥っている者が存在することを認めつつも、①自営業者性の判断が難しい場合がある、②所得の評価が困難、③折半小作農や借地農における土地の所有者と異なり使用者と同視しうる者がいないなどの理由により、加入の義務づけは見送りとなった。

もっとも、折半小作農や借地農に関する公的年金制度への組み込みも、折半小作農や借地農に土地を提供している土地所有者の反発を受けて、ファシズム期に頓挫している。このとき問題だったのは、折半小作農や借地農のために土地所有者が負うべきとされた保険料の拠出であった。土地所有者は、こうした保険料負担を、所有権への耐え難い干渉と受け取り、納付義務の履行を拒否していたといわれる。つまり、ファシスト党は、折半小作農および借地農の保護よりも、その有力な支持母体であった土地所有者の要求を優先させた結果、公的年金制度から折半小作農および借地農を排除したといえよう。

このように、公的年金制度から自営業者が除外されてきたのは、イタリアの場合、理論上の理由というよりも保護の実効性や政治的理由によるものであり、基本的には、自営業者を公的年金制度に組み込むことに寛容だったと考える方が自然である。また、第 2 次大戦後に設立された社会保障改革委員会でも、社会保障制度は、「自己および家族の生活の糧を労働から得ているというまさにその事実のために、常に潜在的な困窮状態にさらされているすべての人を対象」にすべきと明確に述べられており、公的年金制度創設時の考え方との連続性がうかがえる。つまり、イタリアでは、社会保障制度は、困窮状態にさらされている限りにおいて、自営業者を含む就業者を広く保護すべきものと捉えられた。

こうした観点から、まず、自営業者の中でも被用者同様に窮乏の程度が大きいと考えられた自営農・折半小作農・小作農（1957 年 10 月 26 日法律 1047 号）、職人（1959 年 7 月 4 日法律 463 号）、そして、1966 年の商人（1966 年 7 月 22 日法律 613 号）に対して、公的年金制度への加入が義務づけられることになる。要するに、就業者を広く取り込むとはいっても、限られた財源を分配する際には、より貧しいカテゴリーを優先して行うべきだと考えられたのである。

2-2. 制度の二極化

このように、被用者と同様の経済的困窮状態を前提としながらも、保険料の

³ もっとも、15 歳から 65 歳までのイタリア市民のうち、40%以上（約 1,000 万人）が公的年金制度の対象となったことを考えると、貧弱な経済状態という基準は、それほど厳格には捉えられていなかったといえよう。

賦課形式および年金算定方式については被用者と自営業者で異なる仕組みが採用されていたのが、自営業者に関する制度創設時期におけるイタリアの制度の特徴である。まず、保険料の賦課形式に関しては、被用者については23の報酬クラスが定められているのに対し、自営業者については、被用者に関する23の報酬クラスのうち下から3番目の報酬クラスが適用された。つまり、みなし所得による定額制である。このように、自営業者に関して定額制が採用された理由は、①被保険者たる自営業者の経済状態はいずれも貧弱であり、所得の差を考慮した制度設計を行う前提に欠けること、②自営業者については所得捕捉等の問題があること、そして、③公的年金の果たす役割は、最低所得の保障にとどまるべきことの3点であった。

もっとも、③の公的年金に最低所得保障の役割をもたせるという考え方については、1960年代末の激しい労働運動（いわゆる「熱い秋」）の成果として、被用者に関して年金額を現役時代の最終報酬に直接比例させる「報酬方式」が導入されたことに鑑みても（1968年4月27日大統領令488号）、必ずしも自明の理ではなかったと思われる。いずれにせよ、被用者に報酬方式が採用された後も、自営業者には納付した保険料額（つまり、拠出）に年金額を比例させる「拠出方式」が維持されたままだった。この結果、1960年代末以降のイタリアの公的年金制度は、現在の日本の制度のように、被用者のための制度（報酬比例の保険料・報酬比例の年金）と自営業者のための制度（みなし所得による定額制の保険料・保険料額比例の年金）を峻別する構造になっていたといえる。

2-3. 差異の相対化へ

もっとも、こうした二極構造は、時代を経るにつれ徐々に変化していくことになる。その最大の理由は、公的年金制度の対象者拡大や就業者の多様化による自営業者と被用者の相対化であったと思われる。

こうした対象者の拡大は、自営業者カテゴリーと被用者カテゴリーの双方で起こった。まず、自営業者に関する対象者の拡大としては、自営業者に関して置かれていた所得制限の撤廃によるところが大きい⁴。これによって、窮乏状態にあるとされ公的年金制度の対象となった自営業者のカテゴリーのなかに、経済力に差のあるさまざまな主体が含まれることになった。この結果、一律に経済的弱者とみなされたものの、実際には多様な経済力をもつ者が含まれていた被用者カテゴリーと、所得制限が撤廃された後の自営業者カテゴリーとを、経済的側面から区別するのが困難になる。とくに、23の報酬区分のうちの下から

⁴ 自営農および商人に関しては、もともと、その経済状態にかなりの格差があることが一般に認められていた。公的年金制度が経済的弱者保護であることの大義名分を守るために、これらの自営業者については所得制限（ないしは、それと同様の機能を果たす規定）が設けられていたのであるが、自営農に関しては1963年に、商人に関しては1975年に、所得制限が撤廃されている。

3番目という低いみなし所得とその結果としての低額の年金給付は、高所得層の自営業者にとって十分なものとはいえなかった。一方、被用者分野における対象者の拡大としては、在宅労働者や家族労働者、協同組合の組合員などが挙げられる。これらの労働者に関しては、従属性の要件を満たしているかについて曖昧な点があり、また、実際にも、自宅で働く職人との区別が困難である。

このように被保険者たる自営業者と被用者の差異が相対化するなか、1970年代後半以降、とくに職人や商人のカテゴリーから所得比例制の導入が強く要求されるようになる。実際、定額制採用の根拠の1つであった経済的弱者保護の側面が後退した前記のような状況において、これらの自営業者からの要求を拒否し続けることは困難であったこともあり、自営業者にも所得比例制の保険料を課し、報酬方式を適用することになったのである（1982年2月25日法律52号、1990年8月2日法律233号。ただし、農業分野の自営業者には報酬方式が適用されなかった）。

さらには、1990年代のいわゆる「準従属労働者」に対する制度の拡大（1993年3月22日法律命令155号、1993年12月24日法律537号および1995年8月8日法律335号）が、二極構造の見直しに拍車を掛けた。準従属労働者とは、法的な従属性がないことから自営業者の一類型とされているが、実際上の被用者との類似性（注文主に対する経済的従属性や契約上の立場の脆弱性など）からこのように呼ばれている就業者である。具体的には、民事訴訟法典209条3項や所得税統一法49号1条および2条a)が定める労働活動を遂行する商業分野のエージェントおよび代理業者、ならびに、もっぱら個人により行われ、従属的性格をもたない事業のうち、継続的かつ連携的な事業を提供する自営業者が、ここにいう準従属労働者と考えられている。

準従属労働者を公的年金制度に組み込むにあたっては、取締役などかなりの高額所得を得ると推測される者が含まれるにもかかわらず、当初から所得制限の規定が置かれなかった。その理由には、まず、準従属労働者の一部は、すでに商人のカテゴリーに包含されており（商業エージェント、代理業者、仲買人および仲介業者など）、また、前述の通り、商人カテゴリーの労働者に関しては、すでに所得制限が撤廃されていたことが考えられる。つまり、準従属労働者のうち、公的年金制度の適用を受けていなかった者については、商人カテゴリーに含まれていた労働者との均衡を図る必要があった。他方で、準従属労働者に関しては、被用者との社会的・経済的類似性のために、被用者との均衡をも視野に入れて制度設計をする必要性もあった⁵。つまり、準従属労働者は、自

⁵ 実際、準従属労働者を公的年金制度の対象とするに際しては、被用者年金基金に組み込まれたり（1993年3月22日法律命令155号2条。同法律命令の転換法である1993年7月19日法律243号では、同法律命令2条が採用されなかった）、商人に関する年金事業に含められたりで（1993

営業者と被用者との中間的な性質をもつことから、その組み込みにあたって、自営業者と被用者との双方とのバランスを取ることが要求されたのである。

実際、準従属労働者のような中間的な就労者の存在を前提とすると、自営業者と被用者とを峻別する従来の制度にはデメリットが多かったといえる。というのも、前述のように、自営業者に関しては、報酬比例制採用後もかなり低い保険料率が適用されていたのに対し（1990年で12%、1993年以降15%）、被用者の保険料率は1990年代ですでに30%近くに達していた（1990年代初めの被用者の保険料率は26%から27%台。うち、労働者負担分が7%から8%台）。とすれば、準従属労働者を公的年金制度の対象外としたままである場合はもちろん、これを自営業者のカテゴリーのいずれかに含める場合にも、準従属労働者については、被用者と同じような就業状況に置かれつつも、社会保険料の負担という労働コストの面で被用者とかなりの格差が生じることになる。このような労働コストに関する差の存在は、現在の日本で問題となっている偽装請負などと同様に、労働形態を仮装して不当に安価な労働力を調達しようとする風潮を生み、ひいては就業構造全体を不当に歪めることにもなりかねない。こうした観点からすれば、準従属労働者に対する公的年金制度への加入の義務づけや自営業者と被用者との取扱いの均衡の意図としては、公的年金制度が就業形態に与える影響をより中立的にするという配慮があったといえる⁶。

3. 現行制度の基本的枠組み

以上の通り、被保険者の拡大や就業者の多様化に伴い被用者と自営業者の境界が曖昧になったことで、両者の均衡を図る必要が出てきた。このために、イタリアでは、自営業者と被用者とを峻別するよりは、統一的に取り扱う方が妥当と考えられるようになったといえよう。被用者と自営業者に関する制度間の均衡は、具体的には下記のような形で図られている。

3-1. 管理運営機構

まず、管理運営についてみるに、被用者のための年金事業（被用者年金基金）および自営業者の年金事業（独立事業）のいずれも、イタリア最大の社会保障機関であるINPS（全国社会保障機関。2004年において公的年金制度の被保険者のうち78.6%をカバー）が管掌している。INPSは、国とは独立した公社である。

年12月24日法律537号。同法は、実際に機能しなかったために、1995年の年金改革により事実上反故にされた形である）、制度設計をいかにすべきかについてもかなり揺れ動いていたことがうかがえる。

⁶ 実際、準従属労働者が公的年金制度に組み込まれた1995年の年金改革前には、被用者年金基金への加入者は、1991年の約940万人から1994年には約890万人へと減少傾向にあった。逆に、同改革以降は、被用者年金基金への加入者数が回復している。

かつては多数の管理運営機構が分立し、「年金ジャングル」といわれたイタリアの公的年金制度であるが⁷、この被用者年金基金と自営業者に関する年金事業は、以前から INPS が管理・運営している。自営業者に関する年金事業は、①自営農・折半小作農・小作農・専門的農業事業主、②職人、③商人ならびに④プロジェクト労働者（準従属労働者）および専門労働者の 4 つに分かれ、それぞれ財政上独立している。

3-2. 被保険者

(1) 自営農・折半小作農・小作農・専門的農業事業主

まず、農業関係の自営業者であるが、土地の耕作または家畜の飼育およびこれに類する活動を直接かつ習慣的に行う自営農、折半小作農および小作農、および、こうした土地の耕作や家畜の飼育等を当該土地で習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて行う家族（被保険年齢に達していない者および両親、ならびに、4 親等以上の親族は除く）、ならびに、こうした農業活動に従事する時間と農業による所得が全体の 50%以上（山岳地帯および不毛地帯は 25%以上）の農業事業主（組合員の財産やサービスをこうした農業活動のために直接にまた主として用いる場合には、農業事業主の協同組合および連合体も含む）で 14 歳以上の者が被保険者となる。

(2) 職人

次に、職人は、手工業事業の経営者および共同経営者、ならびに、習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて当該企業で働く家族（配偶者、子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹。ただし、共同経営者、被用者または見習労働者を除く）で 15 歳以上の者が被保険者である。

ここでいう手工業とは、①技術的または一般的性質を有する財の生産またはサービスの提供を目的とし、②事業所有者自身の、また場合によっては家族の専門的ないし肉体的労働によって組織実行され、③事業所有者が、全企業責任を負い、指揮運営に伴うすべての負担および危険を引き受けるものである。

(3) 商人

商人の年金事業には、商人、習慣的にかつ主として自らの労働力を用いて当該事業内で働く家族（配偶者、子、直系の孫、尊属、兄弟姉妹・ただし、被用者または見習労働者を除く）、商業補助者（商業エージェント・代理業者、仲買人および仲介業者）、および、商人に関する疾病保険の適用を受けるその他の主

⁷ 現在でも、国家公務員、地方公務員、上級管理職および自由専門職などについては、独自の基金・金庫が存在する。なお、自由専門職については、被用者か自営業者かを問わずに、就業者を取り込んでいる。公証人、医師（ENPAM）、弁護士（法曹金庫）、商学博士、エンジニア・建築士（INARCASSA）、獣医（ENPAV）、労働コンサルタント、土地測量士、薬剤師（ENPAF）、会計士などがこの例である。

体で15歳以上の者が加入する。

商人として、公的年金制度の被保険者となるには、①従業員数に関わらず、もっぱら自己および家族（両親および3親等以内の親族）の労働によって組織ないし管理された事業の所有者もしくは経営者であること、または、補助のために販売所に配属された家族であること、②全企業責任を負い、運営に伴うすべての負担および危険を引き受けること、③習慣的にかつ主として自ら企業労働に参加すること、④法律あるいは規則によって定められた許可証あるいは免許証を所有していること、ないしは、リスト、登記簿または徴税簿へ登録していることが必要である。

（4）プロジェクト労働者および専門労働者

自営業者に関する第4の年金事業には、性質の異なる2つのグループが含まれる。

第1は、いわゆる準従属労働者であるが、2003年の労働改革（いわゆる「ピアジ改革」）により、「プロジェクト労働者」と名称変更されている（2003年9月10日委任立法276号。もともと、現在でも俗称としては準従属労働者と呼ばれることが多い）。その定義は、「主として自ら、従属的な拘束を受けずに、注文主が定め労働者が結果に応じて自立的に運営する1ないし複数の特定の企画、作業計画または作業工程に関連付けうる連携的継続的協働労働を遂行する」就業者である。ただし、同一の注文主との労働関係が年間30日を越えず、かつ、当該労働活動の遂行による所得が年間5000ユーロを超えない者（偶発的労働者）、ならびに、年間所得が5000ユーロを超えない在宅販売者は除く⁸。

もう1つの類型は、「専門労働者」である。こうした就業者として認められるには、①注文主に対し従属的に拘束されず、自らの労働組織を用いて、必要な時間、方法および手段を確立したうえで、自ら活動を遂行していること、②注文主と連携し、恒常的で安定的かつ組織化された行為および行動を行うこと、③事業主としての性質をもたないことが必要である⁹。この専門労働者は、いわゆる自由専門職分野の就業者である。イタリアでは通常、自由専門職は、独自の年金基金をもっていることが多いが、こうした年金基金をもたず年金制度から漏れる自由専門職の就業者が、専門労働者のカテゴリーに含まれることになる。

3-3. 保険料

3-3-1. 基本的な仕組み

⁸ 企業の取締役や監査役、マンション管理人、新聞や雑誌の共同制作者、企業に対する税金や会計のコンサルタント、債権回収の仲介人、在宅販売人、博士課程在籍者等がこうしたプロジェクト労働者の例である。

⁹ ファイナンシャルサービスのプロモーター、旅行業・仲介業従事者などがこの類型に含まれる。

前述のように、イタリアでは、自営業者に関しても所得比例の保険料が賦課される点が注目される。もっとも、自営業者のカテゴリーによって、保険料賦課の仕組みは若干異なる。

(1) 自営農・折半小作農・小作農・専門的農業事業主

まず、農業関係の自営業者については、被保険者の申告した所得を4段階の所得区分に当てはめ、これに対応するみなし労働日数を確定し、この労働日数に日収(2007年で46.40ユーロ)を乗じて保険料賦課所得を決定する。保険加入の対象となる家族については、個人所得税(IRPEF)の申告の際に家族分として申告した所得(事業所得全体を一定の基準に従って分割する)に基づき、保険料を賦課する。つまり、以下に述べる他の自営業者カテゴリーとは異なり、農業関係の自営業者については所得評価の難しさがあるために、みなし定額制となっていると考えられる。もっとも、みなし定額制とはいっても、4段階の区分が採用されていることからして、所得の多寡が反映されるように意識された仕組みといえよう。

【所得区分と賦課対象所得(2007年)】

農業所得区分(€)	~232.4	232.41~ 1,032.91	1,032.92~ 2,324.05	2,324.06~
労働日数(日)	156	208	256	312
賦課対象所得(€)	7,238.40	9,651.20	11,878.40	14,476.80

保険料率は、年齢および地域によって異なる。

		年齢	
		21歳以上	21歳未満
地域	下記以外	20.3%	17.8%
	山岳地帯・不毛地帯	17.3%	12.8%

(2) 職人・商人

これに対して、職人および商人については、所得に直接比例した保険料が賦課される。

まず、保険料賦課の対象となる所得は、個人所得税(IRPEF)に関して申告した前年の所得である。所得が一定の下限(2008年で13,819ユーロ)を下回る場合は、同下限額に基づいて保険料を賦課する。保険料賦課の対象となる所得の上限は1995年より以前に加入した者につき67,942ユーロ、1995年以降の加入者につき88,669ユーロである(いずれも2008年の場合)。職人の場合、保険加入の対象となる家族の保険料賦課所得については、農業分野の自営業者の家族に関する取扱いと同様である。

職人および商人に適用される保険料率は、所得および年齢によって異なる（下記表参照）。なお、自営業者に関しては、被用者のように保険料を分担する使用者がいないため、当該自営業者のみで保険料を負担するのが基本である。この点を考慮して、これまで職人および商人の保険料率は低く抑えられてきたが、こうした取扱いが、被用者側より自営業者優遇であるとの批判がなされたため、現在のように20%前後へ引き上げられた経緯がある（なお、2008年の被用者の保険料率は33%、うち被用者負担分9.19%）。

【職人に関する保険料率（2008年）】

		年齢	
		21歳以上	21歳未満
年間事業所得	€13,133以上€38,461以下	20%	17%
	€38,461を超え€64,402以下	21%	18%

【商人に関する保険料率（2008年）】

		年齢	
		21歳以上	21歳未満
年間事業所得	€13,133以上€38,461以下	20.09%	17.09%
	€38,461を超え€64,402以下	21.09%	18.09%

(3) プロジェクト労働者および専門労働者

プロジェクト労働者および専門労働者に関して賦課される保険料も、職人および商人と同様に、所得に直接比例する。保険料賦課の対象となる所得は、協働労働ないし専門労働によって得たものである。

現在のところ、保険料率は、公的保険加入状況等に応じて2段階に設定されている（下記表参照）。被用者側から自営業者優遇との批判を受けて、近年保険料率が引き上げられたことは、職人および商人の場合と同じである。

なお、このカテゴリーの自営業者について注目されるのは、プロジェクト労働者の保険料負担である。つまり、この種の自営業者については、自営業者本人だけでなく、当該自営業者を利用した注文主が、保険料の一部を負担しなければならない（注文主が3分の2、プロジェクト労働者自身が3分の1を負担）。また、保険料の納付は、当該自営業者に対して報酬を支払った翌月16日までに、注文主が行う義務がある¹⁰。前述のとおり、このタイプの労働者は、法的には自営

¹⁰ 一方、専門労働者は、報酬に社会保険料分を付加した総額表示方式で注文主に額を示し、納付は専門労働者自身が行う。

業者であるが、注文主との経済的・社会的な従属的結びつきの点に、被用者と共通する点がある。こうした共通点を捉えて、被用者の制度に類似した保険料負担の仕組みが採用されている。

【プロジェクト労働者および専門労働者に関する保険料（2008年）】

自営業者のタイプ	保険料率
年金受給者でなく他の強制保険に加入していない者	24.72%
他の強制保険に加入している者、自らの労働により生じた年金の受給者など	17%

3-3-2. 保険料徴収に関する実効性確保の仕組み

以上のような所得比例の保険料の仕組みを自営業者に適用する場合に問題となるのは、所得把握の困難な自営業者から保険料をいかに徴収するかという点である。イタリアの場合、具体的には、自営業者の把握、保険料納付促進措置および未加入・未納に対するサンクションという3つの側面から、保険料徴収に関する実効性を確保している。

(1) 自営業者の把握

まず、自営業者の把握に関しては、基本的に、自営業者のカテゴリーごとに整備された登録制度が利用される。農業関連の自営業者については、商工会議所のもとに設置された農業事業主企業登記簿専門部に登録する際に、INPSへの登録も受け付けることになっている。職人は、商工会議所のもとに設置された県の職人企業名簿に自らの企業を登録し、登記所の経済行政資料リスト（REA）に事業主名や活動を登録する義務がある¹¹。同じく、商人に関しても、商工会議所のもとに設置された個人経営商業登記簿（REC）に、自ら行う商業活動について登録する義務がある¹²。

以上に対し、近年制度加入義務が拡大された第4のカテゴリーであるプロジェクト労働者や専門労働者は、伝統的な自営業者の類型である農業関連自営業者、職人および商人と異なり、登録制度をもたない。もっとも、プロジェクト労働者に関しては、その保険料の3分の2を負担することになっている注文主

¹¹ 職人の事業主は職人企業の名義人にしかなれず、その他の企業活動を積極的に行うことはできない。複数の活動を行う場合は、就労時間を基準にして主たる活動を決める。

¹² 1997年以降、商人のための特別事業には、商業および旅行業に関わる多様な主体が含まれるようになっているが、所定の名簿、記録簿または登録簿への登録のほか、免許や認可が必要とされる場合もある。なお、自由専門職および芸術家は、商業特別事業ではなく、準従属労働者とともに独立事業に加入することになるが、専門職なのか、商業事業活動なのかの線引きは非常に難しい（たとえば、IT専門家、コンサルタント等）。

にも報告義務を課すことで、自営業者および注文主という当事者双方から、自営業者の把握を図っている。具体的には、プロジェクト労働者および専門職労働者自身には、遂行する活動の種類、戸籍データ、税務番号、住所を INPS に対して報告する義務があるのに対し（プロジェクト労働者に関しては、協働労働者の注文主の名前、税務番号、所在地の住所も）、プロジェクト労働者を利用する注文主には、当該自営業者との契約関係（協働労働関係）が成立した際に、所轄の監督所に対して、当該自営業者の戸籍、採用日、協働労働関係の終了日、労働者の職業資格、金銭上・規則上の取扱い等の報告義務を負うことになっている。

（2）保険料納付促進措置

次に、保険料納付促進措置としては、保険料納付に対する自営業者の便宜を図ることを目的とした税金と保険料の統一徴収制度がある。これは、1997 年に導入されたもので、個人所得税（IRPEF）、付加価値税（IVA）、IRPEF および IVA の代替税、生産活動州税（IRAP）、IRPEF 付加税および IRPEF 付加市町村税、INAIL（全国労働保険機関）への保険料等と併せて、INPS への保険料を納付する仕組みである¹³。

また、同じく保険料納付の促進という観点から、保険料負担能力を考慮した減額措置が実施されている。とくに、農業関連の自営業者に関しては南部などの後進地域に多いということもあり、こうした減額措置がかなり多く実施されている¹⁴。また、プロジェクト労働者および専門労働者を除く自営業者には、若年者や高齢者等に対する保険料の減額措置がある。

プロジェクト労働者および専門労働者には、こうした若年者等に対する負担軽減措置はないが、このカテゴリーの自営業者に関する制度が導入された 1995 年当時の保険料が 10% だったこと（これに対して、被用者の同時期の保険料率は 30% 近かった）からすると、プロジェクト労働者等は、保険料率の点でかなり有利に扱われていた。前記のように、現在では、プロジェクト労働者等の保険料率も他の自営業者カテゴリーの保険料率とほぼ同じ水準まで引き上げられていることからすれば、制度導入当初の低保険料率には、これらの自営業者に対する保険料の軽減負担とそれに伴う制度加入促進の意味があったものと推測される。

（3）未加入・未納に対するサンクション

最後に、未加入・未納に対するサンクションとして、保険料納付の遅滞およ

¹³ 農業関連自営業者、職人、商人に関しては、年 4 回毎月 16 日が期限となっている。農業関連自営業者は、7 月、9 月、11 月、1 月。職人・商人は、5 月、8 月、11 月、2 月。

¹⁴ 山岳地帯および後進地域への保険料減額措置、山岳地帯の自作農が請負で労務を提供する場合の優遇措置（INPS の保険料で労災もカバー）、山岳地帯の事業主が労働者を雇用する場合の保険料の減額措置、自然災害の場合の保険料減額措置など。

び懈怠等の場合に、通常の保険料率に付加的に率を上乗せする罰則制度が挙げられる。従来の制度では、保険料逃れの額および納付義務者の態度に応じて、通常の保険料率に加えて 50%から 100%の延滞利率を課すものであった。これが、2000 年 12 月 23 日法律 388 号により、保険料納付の遅滞および懈怠の場合に、通常の保険料率に加えて、遅延の期間に応じて 5.5%から 40%まで(さらに、遅延や懈怠の態様に応じて、0%から 3%までの率を付加)、また、事実歪曲による保険料逃れ(従属労働の仮装も同視)を目的とした加入逃れや不正加入の場合にも、30%から 60%までの付加的な延滞利率を適用するという仕組みに変更されている。なお、保険料未納の場合には、納付期限までに納付されなかった保険料を、登録簿(納税者名簿)に記載する措置がとられている(ただし、納付義務者が自主的に納付した場合や、INPS 等からの勧告を受けてから 30 日以内に納付した場合は除く)¹⁵。

また、1995 年年金改革(「ディーニ改革」として知られる 1995 年 8 月 8 日法律 335 号)によって導入された拠出方式も、未加入や未納に対するサンクションの意味があるともいえる。拠出方式は、年金額を納付した保険料額に直接に比例させる仕組みであるため、当然のことながら、保険料未納の場合は、その分支給される年金額が少なくなる。自営業者の所得把握や所得のごまかしをめぐるイタリアの問題状況は、日本以上に深刻である。したがって、納付した保険料額に年金給付を反映させるシステムを前提としなければ、自営業者に対して所得比例の給付の仕組みを適用するのが難しいという事情があろう。

3-4. 給付

(1) 給付の種類

イタリアでは、高齢者に対する給付として、老齢年金のほかに、年功年金と呼ばれる手当も存在し、両者は二者択一の関係にある。もともと、年功年金には年齢要件がなく、退職と一定の保険加入期間・保険料納付期間のみを条件に支給されていたため、年齢要件を要求する老齢年金と区別する意義があった。しかし、現在では、年功年金にも年齢要件が導入され、老齢年金と年功年金のいずれを受給するかによって著しい格差が出ないように調整されている。1995 年の年金改革により、将来的には、年功年金を廃止して新しい老齢年金へ一本化することが予定されているが、全面的な廃止は 2033 年以降とされているため、しばらくは老齢年金と年功年金が並存することになる。

¹⁵ なお、農業関連の自営業者に特徴的なサンクションとして、「保険料全種納付による拠出納付履歴の構築」という仕組みがある。具体的には、老齢・障害・遺族年金制度の給付算定の際に考慮される保険料納付期間については、納付義務のあるすべての社会保険料(たとえば、労働災害保険制度の社会保険料など)を納付しなければ、保険料を納めたことにならないという仕組みである。

なお、1995年の年金改革以降も数度の要件見直しが実施され、2008年現在の年功年金および老齢年金の要件は、下記のようになっている。受給年齢に若干の差が設けられているものの、自営業者であれ被用者であれ、ほぼ同様の要件のもとでいずれの年金も受給できる。

(2) 受給要件

(i) 年功年金

年功年金の場合は、受給開始時期によって要件が異なる。

まず、2008年1月1日から2009年6月30日までの間に受給を開始する場合は、自営業者は、35年の保険料納付期間と年齢59歳以上という要件を満たすことで、年功年金を受給できる。被用者の場合は、保険料納付期間は35年と自営業者と同じであるが、年齢要件は58歳となっている。

一方、2009年7月1日以降については、「定数方式 (sistema delle quote)」という方式が適用される。これは最近導入された新しい仕組みで、年齢と保険料納付期間を合計して一定の年数を超えることを年金受給の要件とするものである(2007年12月24日法律247号)。ただし、保険料納付期間は少なくとも35年以上必要であり、また、年齢に関しても下記表のように、最低受給年齢が定められている。

なお、受給開始の時期を問わず、保険料納付期間が40年以上ある場合には、年齢要件は課されない。

【定数方式のもとでの年功年金の要件 (年)】

	自営業者		被用者	
	年齢＋ 保険料納付期 間	最低受給年 齢	年齢＋ 保険料納付期 間	最低受給年 齢
2009年7月1日から 2010年12月31日ま で	96	60	95	59
2011年1月1日から 2012年12月31日ま で	97	61	96	60
2013年1月1日以降	98	62	97	61

(ii) 老齢年金

一方、老齢年金の受給要件は、1996年1月1日を境に、それより前にすでに年金制度に加入していたか、それ以降の加入者かで異なる。この区別は、後述

のとおり、報酬方式や混合方式の適用を受ける者か、拠出方式の適用を受ける者かの違いに等しい。

まず、1996年1月1日以降の加入者（拠出方式の適用を受ける者）が老齢年金を受給するには、従属労働関係の解消に加えて¹⁶、①受給年齢への到達（男性65歳、女性60歳）かつ5年以上の保険料納付、または、②35年以上の保険料納付期間かつ年功年金に関する年齢要件の充足、もしくは、保険料納付期間40年（年齢は問わない）が必要である。つまり、②の場合については、年功年金の受給要件と同様ということになる。なお、いずれのケースについても、65歳以前に年金を受給しようとするれば、計算上の年金額が「社会手当」という社会扶助給付の額（2008年に関して年5,142.67ユーロ）の1.2倍を下回らないことが必要である。

一方、1995年12月31日までにすでに自営業活動を開始していた者（報酬方式、または、報酬方式と拠出方式の併合適用である混合方式の適用者）については、男性65歳、女性60歳であること、20年以上の保険料納付期間・保険加入期間があること、そして、従属労働関係を解消していることが受給要件である。

（3）年金算定方式

年金算定方式には、前述のとおり、納付した保険料に基づいて年金額を算定する拠出方式や現役時代の報酬ないし所得に年金額を比例させる報酬方式のほか、両方式を併用する混合方式がある。もっとも、拠出方式といえども、保険料が報酬ないし所得に比例して徴収され、そうした報酬・所得比例の保険料にもとづいて年金額が算定されることを考えると、支給される年金は、報酬ないし所得に間接的に比例することになる。この意味で、拠出方式、報酬方式および両者の併用である混合方式のいずれも、報酬・所得比例の年金算定方式といえる。

こうした諸方式が存在するなか、1995年の年金改革は、次に述べるように、1996年1月1日以降の制度加入者に関しては、報酬方式から拠出方式に完全に切り替えた。その理由は、拠出方式が自営業者と被用者の保険料負担能力の差を反映できるという点にあると思われる。つまり、先にも述べたとおり、自営業者に関しては、原則として本人のみで保険料を負担することに配慮してその保険料負担が被用者よりも軽減されているため、制度加入期間が同じであれば、自営業者と被用者との保険料納付額には自ずと差ができることになる。それにもかかわらず、1995年年金改革前に採用されていた報酬方式のもとでは、保険料の納付額とは無関係に、純粹に現役時代の報酬ないし所得に応じて年金額を決める。つまり、報酬ないし所得が同じならば、自営業者は被用者よりも少な

¹⁶ 自営業者は、働きながら老齢年金を受給することが可能である。